平成２１年（フ）第１９４号
三重県四日市市小古曽２丁目９番６号
債務者　佐々木るみ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
大津市石山寺５丁目９番25―211号
債務者　黒瀬　和味
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
兵庫県明石市東藤江２丁目15―12
債務者　三好　勝士
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
神戸市西区伊川谷町有瀬558―201
債務者　髙田美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
兵庫県明石市二見町東二見1949―１―102、旧住所東京都練馬区高松１丁目36―22―201
債務者　岡部　　彩（旧姓水谷・荒木）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
神戸市西区中野２丁目５―13
債務者　古山　準一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
神戸市西区中野２丁目５―13
債務者　古山　文子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
神戸市西区伊川谷町有瀬502―４　県住１―1104
債務者　小西　忠幸
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
兵庫県明石市大久保町森田49―５、旧住所兵庫県明石市大久保町江井島134―１―101
債務者　石丸あゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
兵庫県明石市松が丘５丁目１―２―78
債務者　寺元　昌美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
神戸市西区枝吉１丁目75　県住１―208
債務者　小林　忠江
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
神戸市西区伊川谷町別府88―２―706
債務者　巴山聖茂こと　趙　　聖茂
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
兵庫県明石市大久保町大窪292―３―205
債務者　高濱由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
鳥取県境港市誠道町53番地　雇用促進境港第二２棟208号
債務者　岡　寿美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６号
山口県岩国市山手町２丁目54番１号
債務者　山田　章人
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２７号
山口県岩国市山手町２丁目54番１号
債務者　山田　道子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３１号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125
債務者　熊野　順夫
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第８１８号
北九州市小倉南区北方２丁目12番８―205号
債務者　星子　知照
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部